監查公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた 旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月11日

新城市監査委員 近 藤 隆 新城市監査委員 滝 川 健 司

監査結果の措置対象

教育部 (小中学校)

千郷小学校、東郷西小学校、東郷東小学校、黄柳川小学校、東陽小学校、 新城中学校、東郷中学校

監査結果報告年月日 平成30年3月30日

監査結果に対する措置通知年月日 平成30年6月7日

講じた措置等の内容

【小中学校】

《意見》

児童・生徒の安全確保、学校環境の観点、また、災害時の避難場所等にもなることから、校庭等における高木、老木の管理、整備について検討されたい。

《措置内容》

市内各学校では、校庭等における枯れ木や老木等の支障となる樹木について、造 園業者等からのアドバイスも参考に随時対応を検討しています。教育総務課では、 そうした学校からの要望も参考にしながら、現地を調査確認するなどの対応を、台 風シーズン前などを含め必要に応じ行っています。

全学校のうち、当面、枯れ木や老木等の整備の必要はないと判断された学校もありますが、平成29年度は、小中学校合わせて5校で、道路や隣接地に張り出している桜の木等の剪定を行ったり、病気木の強剪定、枝の間に電線が通っている樹木の伐採などを行いました。またその他の学校においても、緊急性等が生じた場合は、伐採等の対応をしていきます。

引き続き、安全な学校生活環境を確保するため、緊急性などを考慮した優先順位や、 造園業者等からの専門的アドバイスによる木の枝や幹の剪定範囲、木そのものの伐採 の必要性なども検討しながら、順次、適切な管理・整備を進めていく予定です。